

○公 告

警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）附則第 5 条の審査の実施について

警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）附則第 5 条の規定により、同法による改正前の警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 11 条の 2 に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した者に対する審査（学科試験及び実技試験を実施するものに限る。）を次のとおり実施します。

令和 7 年 10 月 31 日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯 鈴乃

1 日時及び場所

審 査 区 分		日 時	場 所
空 港 保 安 警 備 業 務	1 級	令和 7 年 12 月 17 日（水） 午前 9 時 30 分 ～ 正午	松山市上野町 甲 650 番地 えひめ青少年 ふれあいセン ター
	2 級		
施 設 警 備 業 務	1 級		
	2 級		
交 通 誘 導 警 備 業 務	1 級		
	2 級		
貴 重 品 運 搬 警 備 業 務	1 級		
	2 級		
核燃料物質等危険物運搬警備業務	1 級		
	2 級		

2 定員

合計 10 人

3 対象者

(1) 各種別の 1 級

警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年 7 月 1 日国家公安委員会規則第 5 号）（以下「旧規則」という。）第 1 条に規定する各種別に係る 1 級の検定に合格した者。

(2) 各種別の 2 級

旧規則第 1 条に規定する種別に係る 1 級又は 2 級の検定に合格し

た者。

(3) 対象外の者

上記 3 (1)、3 (2)に該当する者のうち、次に掲げる者は、学科試験及び実技試験の全部が免除されるので、本審査の対象外とする。

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年 11 月 18 日国家公安委員会規則第 20 号）（以下「検定規則」という。）施行の際、現に旧規則第 1 条に規定する各種別の業務に従事しており、かつ、従事している期間が継続して 1 年以上ある者

イ 検定規則施行の際、現に旧規則第 1 条に規定する各種別の業務に係る指定講習（旧規則第 12 条第 1 項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、従事している期間が継続して 1 年以上ある者

4 申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書 1 通

イ 当該旧規則第 1 条に規定する警備業務の各種別に係る検定の合格証明書（以下「旧検定合格証」という。）の写し 1 枚

ウ 写真 1 葉

（縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートル、申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの。）

エ その他添付書類

(ア) 愛媛県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格を保有する者で、住所地が愛媛県内にある者

住所地を疎明する書面 1 通

(イ) 愛媛県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有する者で、所属する警備業者の営業所が愛媛県内にある者

その者が当該営業所に属することを疎明する書面 1 通

(ウ) 愛媛県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有する者で、住所地及び所属する警備業者の営業所が愛媛県内にある者については、住所地を疎明する書面又はその者が当該営業所に属することを疎明する書面のいずれかひとつを添付すればよい。

(2) 提出先

ア 愛媛県内に住所地を有する者

住所地を管轄する警察署又は、申請者が警備員の場合、その者が

所属する営業所の所在地を管轄する愛媛県内の警察署の生活安全課（刑事生活安全課）

イ 愛媛県外に住所地を有する者

(7) 申請者が愛媛県内の警備業者の営業所に所属する警備員である場合その者が所属する営業所の所在地を管轄する愛媛県内の警察署の生活安全課（刑事生活安全課）

(4) 申請者が、愛媛県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有しており、愛媛県内に所属する警備業の営業所がない場合最寄りの愛媛県内の警察署の生活安全課（刑事生活安全課）

(3) 審査申込期間

令和7年11月7日（金）から11月14日（金）までの間の午前9時から午後4時30分までの間

ただし、申込期間内であっても定員に達した場合は、受付けを締め切ることとする。

(4) 審査手数料

各審査区分各級とも4,700円

納付は、愛媛県収入証紙により、審査申込時に行うこととする。

なお、一度納付された手数料は、原則返還しない。

5 審査科目

(1) 学科試験

5枝択一式 10問（試験時間30分）

(2) 実技試験

徒手による護身術

6 その他

(1) 郵便又は代理人による申請は受付けない。

(2) 審査当日は、筆記用具及び旧検定合格証を持参すること。

旧検定合格証を忘れた者の受検は認めない。

(3) 審査は、学科試験、実技試験の順で行い、学科試験が合格基準に満たなかった者については、実技試験を行わない。

7 問合せ先

愛媛県警察本部生活環境課許可事務等指導室保安・営業・支援係

電話 089-934-0110 内線 3184